

「歴史」のなかに生きる『日本書紀』

神野志 隆 光

はじめに

「歴史」のなかに生きる『日本書紀』と題しましたが、歴史にカッコをつけたのは、テキストのつくる「歴史」、あるいは、テキストとしての「歴史」の謂いです。『日本書紀』が七二〇年に成立していまに至るといふのは、ただそのままあり続けるということではなく、このテキストを作り直し、その作り直された「歴史」のなかに生きるものであったということです。そして、それが、単線的でなく、かつ、関わりあうテキスト生成のダイナミズム（いわば、テキストの運動）であったことを見なければならぬのです。そうした問題意識を、「歴史」のなかに生きる『日本書紀』、という題にこめました。

十年来、わたしはこの問題を考えてきました。そのうえ

にたつて、全体的な展望をここでこころみようと思つています。考えてきたことのふりかえりを含み、以前の論考と重なりがあることをご承知ください。

テキストの運動といいましたが、まず、『日本書紀』を簡略化して実用化することがひとつの軸となります。そして、これからんで、解釈を加えて元来の『日本書紀』から離れてゆくこと、さらにその解釈によって『日本書紀』を変改したテキストを派生してゆくことがあります——この解釈は、とりわけ、講書という場をめぐってあらわれてくる問題です——。また、もうひとつの軸として、簡略化とは別に要覧ないし便覧というべきものがおこなわれていたことを見なければなりません。それらが、複線的にからみあう状況を、ひとつの問題領域として見るべきだと考えます。その全体が、『日本書紀』が生きたかたちであり、

これらの歴史認識を実際になう共通の基盤であったから
です。長いスパンで見ることがもとめられますが、ここで
は奈良時代末から平安時代初を範囲とします。

1

ひとつの軸となるのは『日本書紀』の簡略化です。はや
く奈良時代、八世紀末から、『日本書紀』そのものではなく、
簡略化されたテキストが実際には用いられていたと見なけ
ればならないのです。そのことが明確にされていない

ために、問題が正当にとらえられてこなかったと言わねば
なりません。

いくつかの性格の異なる資料を取り上げて見ることにし
ます。さまざまな場面ということを示したいからです。つ
まり、『日本書紀』は、さまざまな場面で基準となるもの
として引用されたと見られてきたということです。ただ、
その引用は、『日本書紀』とは相違するところが多いのです。
具体的に見てゆくことにします。

A 「万葉集」

石上大臣從駕作歌

四 吾妹子乎 去來見乃山乎 高三香袋 日本能不見國遠見可聞

右日本紀曰 朱鳥六年壬辰春三月丙寅朔戊辰以淨廣肆廣瀨王等為留守官於
是中納言三輪朝臣高市麻呂脫其冠位擊上於朝重諫曰 農作之前車駕未可
動 辛未天皇不從諫 遂幸伊勢 五月乙丑朔庚午御阿胡行宮

「日本書紀」 持統天皇

六年春正月丁卯朔庚午、増封皇子高市二千戸、通前五千戸。○癸酉、饗公卿等。
仍賜衣裳。○戊寅、天皇觀新益京路。○壬午、饗公卿以下、至初位以上。○癸
巳、天皇幸高宮。○甲午、天皇至自高宮。○二月丁酉朔丁未、詔諸官曰、當

以三月三日、將幸伊勢。宜知此意、備諸衣物。賜陰陽博士沙門法藏・道基銀廿兩。○乙卯、詔刑部省、赦輕繫。是日中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂、上表敢直言、諫爭天皇、欲幸伊勢、妨於農時。○三月丙寅朔戊辰、以淨廣肆廣瀨王・直廣參當摩真人智德・直廣肆紀朝臣弓張等、爲留守官。於是、中納言大三輪朝臣高市麻呂、脫其冠位、↓

擊上於朝、重諫曰、農作之節、車駕未可動。○辛未、天皇不從諫、遂幸伊勢。○壬午、賜所過神郡、及伊賀・伊勢・志摩國造等冠位。并免今年調役、復免供奉騎士・諸司荷丁・造行宮丁今年調役、大赦天下。但盜賊不在赦例。○甲申、賜所過志摩百姓、男女年八十以上、稻人五十束。○乙酉、車駕還宮。每所到行、輒會郡縣吏民、務勞賜作樂。○甲午、詔免近江・美濃・尾張・參河・遠江等國供奉騎士戶、及諸國荷丁・造行宮丁今年調役。詔令天下百姓、困乏窮者稻男三束、女二束。○夏四月丙申朔丁酉、贈大伴宿禰友國直大貳。并賜贈物。○庚子、除四畿內百姓、爲荷丁者、今年調役。○甲寅、遣使者祀廣瀨大忌神與龍田風神。○丙辰、賜有位親王以下、至進廣肆、難波大藏整、各有差。○庚申、詔曰、凡繫囚見徒、一皆原散。○五月乙丑朔庚午、御阿胡行宮時、進賢者紀伊國牟婁郡人阿古志海部河瀨麻呂等、兄弟三戶、服二十年調役・雜徭。復免挾抄八人、今年調役。○辛未、相模國司、獻赤烏鶴二隻。言、獲於御浦郡。

「日本紀略」

壬辰六年春正月丁卯朔癸酉、饗公卿等。○戊寅、天皇親新益京路。○癸巳、天皇幸高宮。○二月丁酉朔丁未、詔諸官曰、當以三月三日、將幸伊勢、中納言三輪朝臣高市麻呂上表、諫爭天皇欲幸伊勢、妨於農時。○三

月丙寅朔戊辰^三。中納言高市麿脫其冠位。擊上於朝。重諫曰：農作之節。車駕未可以動。○辛未。天皇不從。

諫。遂幸伊勢。○壬午^{十七}。賜所過神郡及伊賀。伊勢。志摩國造等冠位。并免今年調役。大赦天下。○乙酉^十。車駕

還宮。○夏五月丙寅朔庚午^五。御阿胡行宮。○辛未^六。相模國司獻赤烏雛二隻。

B 「七代記」 (寶龜二年^一七七一年)

十七日。夫事不可獨斷。必與衆宜論。少事是輕。不可必(衆

唯)遠論大事。若疑有失。故與衆相辨。辭則得理。

即位十三^(年乙力)。丑冬十月。皇子遷于^(斑鳩宮皇力)。子元居

南。因号爲上^(佛像力)。斑鳩宮。猶爲上宮是也。即位十四年

丙寅夏四月。丈六^(每力)。奉造已竟。並居于元興寺。即日設

齋大會。自是年初^(每力)。年四月八日。七月十五日設齋。詔美

按部鳥之功。賜大仁位。近江坂田郡水田卅町焉。即以

此奉爲

天皇作金剛寺。今謂南淵坂田尼寺是也。

秋七月。天皇請皇太子。令講勝鬘經。三日說了。又講法^(花)。

經於岡本宮。天皇大悅。以播磨國揖保郡佐勢田地五百

代。施于皇太子。因以奉納於斑鳩寺。

「日本書紀」推古天皇

十四年夏四月乙酉朔壬辰、銅繡丈六佛像並造竟。是日也、丈六銅像坐於元興寺金堂。時佛像、高於金堂戶、以不得納堂。於是、諸工人等議曰、破堂戶而納之。然鞍作鳥之秀工、不壞戶得入堂。即日、設齋。於是、會集人衆、不可勝數。自是年二初每寺、四月八日七月十五日設齋。○五月甲寅朔戊午、勅鞍作鳥曰、朕欲興隆內典。方將建佛刹、肇求舍利。時汝祖父司馬達等、↓便獻舍利。又於國無僧尼。於是、汝父多須那、爲橘豐日天皇出家、恭敬佛法。又汝姨嶋女、初出家、爲諸尼導者、以修行釋教。今朕爲造丈六佛、以求好佛像。汝之所獻佛本、則合朕心。又造佛像既訖、不得入堂。諸工人不能計、以將破堂戶。然汝不破戶而得入。此皆汝之功也。即賜大仁位。因以給近江國坂田郡水田廿町焉。鳥以此田、爲天皇作金剛寺。是今謂南淵坂田尼寺。○秋七月、天皇請皇太子、令講勝鬘經。三日說竟之。○是歲、皇太子亦講法華經於岡本宮。天皇大喜之、播磨國水田百町施于皇太子。因以納于斑鳩寺。

C 「革命勳文」(昌泰四年||九〇一年)

推古天皇九年辛酉春二月、上德太子初

造宮於斑鳩村、事無大小皆決太子、是年有伐新羅救任那之事、

十二年甲子春正月、始賜冠位各有差、有德仁義禮智信、大小合

十二階、夏四月、皇太子肇制憲法十七條云云(是年隋文帝崩然則

本朝制冠位法令、始于推古天皇甲子之年、豈非甲子革命之驗乎、

「日本書紀」推古天皇

九年春二月、皇太子初興宮室于斑鳩。○三月甲申朔戊子、遣大伴連嚙于高麗、遣坂本臣糠手于百濟、以詔之曰、急救三任那。○夏五月、天皇居于耳梨行宮。是時大雨。河水漂蕩、滿于宮庭。○秋九月辛巳朔戊子、新羅之間諜者迦摩多到對馬。則捕以貢之。流上野。○冬十一月庚辰朔甲申、議攻新羅。

○十二月戊辰朔壬

申、始行冠位。大德・小德・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義。

大智・小智、并十二階。並以當色純縫之。頂撮總如囊、而着緣焉。唯元日着

髻花。髻花、此云髻鬘。

十二年春正月戊戌朔、始賜冠位於諸臣、各有差。○夏四月丙寅朔戊辰、皇太子親

鑿作憲法十七條。

D 「扶桑略記」 (十二世紀初)

允恭天皇

廿代 号遠明日香天皇
王子男五人 女三人

治卅二年
二人即位

甲戌歲生

仁德天皇第五子。母皇后磐之媛也。壬子歲十二月。行年卅九即位。先帝崩後。群臣議曰。雄朝津間稚子皇

子。既當其仁。即選吉日。跪上天皇之靈。朝津間皇子固辭曰。久沈薦疾。不能步行。由是先皇責曰。汝鎮。

患病。不得繼業。又我兄二天皇。愚我輕之。群卿共所知也。夫天下者大器也。帝位者鴻業也。且民之父母。

斯則聖賢之職。豈輒下愚之任乎。更選賢王。宜立矣。寡人弗敢當任。群臣再拜言。帝位不可久曠。天命不

可謙距。逆衆不正。百姓望絕。大王雖勞。猶卽天皇位。皇子尙謝不聽。

元年壬子十二月。妃忍坂大中姬傷於群臣之憂。自執洗水。進于皇子。啓曰。大王固辭而不卽位。々々空經

年。群卿大愁。大王冀從百寮之望。且繼帝位。然皇子不聽其諫。北面不言。於是大中姬相待。清談稍經。數烈。季冬風寒。所捧鏡水。溢而腐凝。不堪寒水。殆及悶絕。皇子視之。驚則扶起。謂曰。嗣位重事。不得輒就。

是以于今不從。但愁隨群卿之請。何有強謝乎。爰諸司等大歡。獻神璽於天皇。遂以卽位。則天皇是也。都

大和國高市郡遠明日香宮。一云。河內國飛鳥宮。

二年癸丑二月己酉日。以大中媛立爲皇后。◎同年。初置刑部官。

三年甲寅正月。遣使於新羅國。求迎良醫。◎同年八月。新羅名醫來朝。天皇病差。厚賞醫師。歸遣本國。

五年丙辰七月。大地震動。舍屋悉崩。

七年戊午十二月。議于新室。天皇親之撫琴。皇后起舞。々々竟言。奉娘子。天皇卽問皇后曰。娘子者是誰乎。

皇后不獲已。奏曰。妾妹。其名弟媛。容顏妙絕。天下无比。艷色之至。徹衣而耀。是以。時人号衣通姬也。於

是。天皇強勸皇后。欲納弟姬。皇后不言。仍天皇遣使七喚。固辭不參。又勸舍人中臣烏賊津使主。勅使伏。

于庭中。七日。飲食不通。恐勅使死。弟姬參內。天皇大歡。殊以寵愛。皇后妬之。因是造藤原宮。既令別居。又

詔大伴室屋。更造宮室。一字於河內茅渟。移衣通姬。是以天皇屢遊。獨于日根野矣。

十四年乙丑九月。天皇獨淡路嶋。不得一獸于時嶋神託宣。不得一物。是我心也。赤石海底有一眞珠。以

彼祠我。則得多獸。天皇召集所々泉郎。以令探彼海底。不能至底。唯有一海人。曰。男狹磯。阿波國長邑之海人也。探深勝諸海人。召彼令入。卽出曰。底有大瓊。其處光也。亦入探。遂抱大瓊浮出。海人乃息絕死。則割瓊得真珠。其大如桃子。乃祀嶋神。狩得多獸也。唯悲彼海人死。作墓厚葬。

廿三年甲戌三月。以木梨輕皇子立皇太子。淫亂殊盛。人謗之矣。

廿四年乙亥六月。御膳羹汁凝而作水。御器破分。天皇異占其由緒。奏曰。是有內亂。親々相奸。于時有人言。皇太子木梨奸於同母姉輕大娘皇女。竊通乃懷少息。推問之處。辭既實也。輕大娘容顏艷美。皇太子恒念相合。大娘恐有罪。不承諾。然太子其思殊甚。殆將及死。仍竊交通。云々。詔曰。太子是儲君也。免宥其罪。但大娘皇女配流伊与國焉。

卅二年癸巳正月十四日。天皇春秋八十崩。十月葬河內國志紀郡惠我長野北原陵。高四丈。方三町。此天皇時。新羅

國每年獻送調舟八十艘。然忽聞天皇崩。貢上調船八十艘。并樂人八十口。至于難波。或哭泣。或歌舞。自難波津至京。相連道路。其事已畢。還於本蕃。自此以後。調舟貳隻。纔以送之。或時動息矣。元年壬子。相當

後魏第二主元帝三年。一云。當晉王義熙八年。同元年如來滅後一千三百六十一年。

〔日本書紀〕允恭天皇

七年冬十二月壬戌朔。讌于新室。天皇親之撫琴。皇后起儻。々既終而。不言禮事。當時風俗。於宴會。儻者儻終。則自對座長。曰。奉娘子也。時天皇謂皇后。

曰、何失_レ常禮也。皇后惶之、復起_レ儻。々竟言、奉_レ娘子。天皇即問_レ皇后曰、所奉娘子者誰也。欲_レ知_レ姓字。皇后不_レ獲_レ已而奏言、妾弟、名弟姬焉。弟姬容貌絕妙無比。其艷色徹_レ衣而晃之。是以、時人號曰_レ衣通郎姬也。天皇之志、存_レ于衣通郎姬。故強_レ皇后而令_レ進。皇后知之、不_レ輒言_レ禮事。爰天皇歡喜、則明日、遣_レ使者喚_レ弟姬。時弟姬隨_レ母、以在_レ於近江坂田。弟姬長_レ皇后之情、而不_レ參向。又重七喚。猶固辭以不_レ至。於是、天皇不_レ悅。而復勅_レ一舍人中臣烏賊津使主曰、皇后所進之娘子弟姬、喚而不_レ來。汝自往之、召_レ將弟姬以來、必敦賞矣。爰烏賊津使主、承_レ命退之。縞_レ袂_レ中、到_レ坂田。伏_レ于弟姬庭中一言、天皇命以召之。弟姬對曰、豈非_レ懼_レ天皇之命。唯不_レ欲_レ傷_レ皇后之志耳。↓

妾雖_レ身亡、不_レ參赴。時烏賊津使主對言、臣既被_レ天皇命、必召_レ奉來矣。若不_レ將來、必罪之。故返被_レ極刑、寧伏_レ庭而死耳。仍經_レ七日、伏_レ於庭中。與_レ飲食而不_レ食。密食_レ懷中之糲。於是、弟姬以爲、妾因_レ皇后之嫉、既拒_レ天皇命。且_レ亡君之忠臣、是亦妾罪、則從_レ烏賊津使主而來之。到_レ倭春日、食_レ于櫟井上。弟姬親賜_レ酒于使主、慰_レ其意。使主、即日、至_レ京。留_レ弟姬於倭直吾子籠之家、復_レ命天皇。天皇大歡之、美_レ烏賊津使主、而敦寵焉。然皇后之色不_レ平。是以、勿_レ近_レ宮中、則別構_レ殿屋於藤原而居也。適_レ產_レ大泊瀨天皇之夕、天皇始幸_レ藤原宮。皇后聞之恨曰、妾初自_レ結髮、陪_レ於後宮、既經_レ多年。甚哉、天皇也、今妾產之、死生相半。何故、當_レ今夕、必幸_レ藤原、乃自出之、燒_レ產殿而將_レ死。天皇聞之、大驚曰、朕過也、因慰_レ喻皇后之意焉。

八年春二月、幸_レ于藤原。密察_レ衣通郎姬之消息。是夕、衣通郎姬、戀_レ天皇而獨居。

其不知天皇之臨、而歌曰、和餓勢故餓、勾倍枳豫臂奈利、佐嗟餓泥能、區茂能於虛奈比、虛豫比辭流辭毛。天皇聆是歌、則有二感情。而歌之曰、佐嗟羅餓多、邇之枳能臂毛弘、等枳舍氣帝、阿麻多絆泥受邇、多儂比等用能未。

明旦、天皇見井傍櫻華、而歌之曰、波那具波辭、佐區羅能梅涅、許等梅涅麼、波椰區波梅涅孺、和我梅豆留古羅。皇后聞之、且大恨也。於是、衣通郎姬奏言、妾常近三王宮、而晝夜相續、欲視陛下之威儀。然皇后則妾之姊也。因妾以恆恨陛下。亦爲妾苦。是以、冀離王居、而欲遠居。若皇后嫉意少息歟。天皇則更與造宮室於河內茅淳、而衣通郎姬令居。因此、以屢遊獵于日根野。

廿三年春三月甲午朔庚子、立木梨輕皇子爲太子。容姿佳麗。見者自感。同母妹輕大娘皇女、亦艷妙也。太子恆念合大娘皇女。畏有罪而默之。然感情既盛、殆將至死。爰以爲、徒空死者、雖有刑、何得忍乎。遂竊通。乃悒懷少息。仍歌之曰、↓

阿資臂紀能、椰摩娜烏菟勾利、椰摩娜箇彌、斯哆媚烏和之勢、志哆那企貳、和餓儂勾菟摩、箇哆儂企貳、和餓儂勾菟摩、去鐔去會、椰主區泮娜布例。

廿四年夏六月、御膳羹汁、擬以作水。天皇異之、卜其所由。卜者曰、有二內亂。蓋親々相奸乎。時有人曰、木梨輕太子、奸同母妹輕大娘皇女。因以、推問焉。辭既實也。太子是爲儲君、不得加刑。則移大娘皇女於伊豫。于時太子歌之曰、於哀企彌烏、志摩珥波夫利、布儂阿摩利、異餓幣利去牟鋤、和餓哆々彌由梅、去等烏許會、哆多彌等異泮梅、和餓菟摩烏由梅。又歌之曰、阿摩儂霧、箇留惋等實、異哆儂介麼、臂等資利奴陪彌、幡舍能夜摩能、波刀能、資哆儂企邇奈勾。

〔資料A〕D〕

* 『万葉集』は塙書房『万葉集 本文篇』、『日本書紀』は日本古典文学大系本、『七代記』は『寧楽遺文』、『革命勘文』は日本思想大系『古代政治社会思想』、『日本紀略』、『扶桑略記』は新訂増補国史大系本によりました。

ひとつは、『万葉集』の左注です。資料Aとして、いちおう先頭にはおきましたが、『万葉集』にはあえて年代をいれていません。家持とのかかわりや、奈良時代の編纂というとられから離れて見るべきだと考えるからですが、そのことはこの報告を通じて諒解されるはずです。

Aには、巻一・四四歌左注を掲げましたが、問題は、左注全体にかかわります。四四歌左注を取り上げるのは、よく知られており、問題がみやすいからです。四〇〇四四歌が、持統天皇六年の伊勢行幸にかかわることを確認するのですが、「右、日本紀曰」と引用されたものは『日本書紀』に対応させられます。ただ、見合わせると、『日本書紀』には「朱鳥」という年号はありませんし、『万葉集』左注では、五月に「阿胡行宮に御す」とありますが、『日本書紀』で見ると、三月の行幸に奉仕したものにたいする褒賞をいうのです。大きく異なります。

つぎに、資料Bとしてあげたのは、聖徳太子伝のひとつ、『七代記』です。書名は、『寧楽遺文』によりましたが、首部を欠いていて、正確にいえば不明です。また、年代を、

宝亀二年（七七一年）としましたが、問題があります。この年を基点としていいということについては後でふれます。『七代記』は、太子の事績を年代順に述べる前半と、慧思に関する諸書の引用の後半との二部から成りますが、その前半の最後に「已上は、日本記等の略抄に依りて其の梗概を出すのみ」とあって、『日本書紀』等によったことわかります。『日本書紀』と対応させて見ることになりましたが、『日本書紀』とは違うところが何箇所もあります。その一端を、Bに掲げました。推古天皇十四年条に、四月のこととして丈六仏を作ったことと仏師鳥への褒賞を記しますが、『日本書紀』では、四月と五月とに記すのをあわせてしまふのです。七月の勝鬘経の講説と是歳の法華経の講説も、「又」でつないでひとつにしてしまっています。さらに、紀年の方式が異なる（一々の年に干支をつけ、『日本書紀』には日付けがあっても、月までにとどめるのであり、「四月乙酉朔壬申辰」は「夏四月」にしています）ということにも留意せねばならないでしょう。

第三に、資料Cとして、九〇一年の『革命勘文』をあげ

ました。これも、「日本記」によつたとあつて、『日本書紀』に対応させられるのですが、『日本書紀』とはおおく相違することが指摘されてきました。Cにおいては、推古天皇の九年が辛酉にあたることを、聖徳太子がはじめて宮をたてたのがこの年であることをもつて、「革命」の年であることの証明とします。しかし、そこに「事、大小となく、皆、太子に決す」とあるのは『日本書紀』にはない文言です（一種の解釈です）。「是年」として新羅討伐のことをいうのは、『日本書紀』ではいくつかの記事にわかれたのをまとめた扱いです。また、十二年の冠位十二階施行を、甲子Ⅱ「革命」の証拠とします。しかし、『日本書紀』に見ると、冠位十二階制定は十一年のことであり（施行は十二年）、そこに十二階の内容を記しますが、十二階の順が異なっています。『革命勘文』は徳仁義礼智信、『日本書紀』は徳仁礼信義智、です。一々の年に干支をつけ、『日本書紀』が日まで示すのを月に止めること（冠位十二階の施行、十七条憲法の制定の箇所を見てください。勘文は春正月、書紀は春正月戊戌朔、勘文は夏四月、書紀は夏四月丙寅朔戊辰、となつています）も、『七代記』とおなじです。もうひとつ、資料Dの『扶桑略記』は、十二世紀初のものであり、はじめに平安時代初までの範囲で、といったのとあわないとおもわれるかもしれません。にもかかわらず

これを取り上げた理由は後で述べます。これも、『日本書紀』を抄出したものとして考えられてきました。ただ、対応させると、相違がきわめて多いことは、すでに平田俊春『日本古典の成立の研究』（日本書院、一九五九年）に言及されたとおりです。いま、Dとして、允恭天皇の条をあげました（カコミの意味はあとでふれます）。見合せて、『日本書紀』では二十三年と二十四年との二年にまたがっている記事を、二十四年条でひとつにしているという変換があり、しかも、『日本書紀』では太子が罪あらんことをおそれたというのが、『扶桑略記』では罪をおそれたのを大娘のこととなるなど、人物関係にも相違があります。

以上AからDまで、それぞれ性格の異なるテキストですが、『日本書紀』を引用したと考えられてきたものがかかげました。『日本書紀』は、基準となるものとして、さまざまな場面で見合わせられるのだ、それが『日本書紀』の権威というものだ、と考えられてきたのでした。

しかし、それらは『日本書紀』とは相違するところのおいものでした。A、B、Cに見るように、八世紀末から九世紀というはやい段階で（『万葉集』についてもこういつて大過はないでしょう）、『日本書紀』が引用されることは、こういう状況だったということになります。それに対して、「誤り」だといわれてきたのでした。

A——干支のずれと、「朱鳥」の年号が問題になるかたちで、現存の『日本書紀』とは違う『日本書紀』を考えようとする論議があったことはよく知られるとおりです（もちろん、ここだけでなく、左注全体の問題です）。「旧日本紀」を考える説もありました。ただ、四四歌左注の、「五月乙丑朔寅午御阿胡行宮」については、もとの記事をよみちがえたところで見るとは一致しているといえます。「切るべからざるところで切つて引用した」澤瀉注釈。近年の全注、和歌文学大系もおなじです）と見てきました。

B——『七代記』についての代表的な研究、飯田瑞穂『聖徳太子伝の研究』（吉川弘文館、二〇〇〇年）は、「書紀の記事を切り詰めたり、意を取つて別の表現にしたりしながら、太子の事績をほぼ年代順に記してゐる」が、引用部について、『日本書紀』推古天皇の十四年四月壬辰条と、同年五月戊午条とを点綴したものだとしつつ、「鳥仏師の賞賜が前段と結び付かず唐突な感じがするのは、書紀の記事の節略の不手際であることがよく分る」といいます。「不手際」というのです。

C——『革命勘文』が『万葉集』左注にかかわつて言及されてきたことは知られるとおりです。左注・勘文のもとに、現行『日本書紀』とはべつな、「旧日本紀」を想定する根拠にもされました（木村正辞『万葉集美夫君志』など）。

他方、現行『日本書紀』によつたとして見る立場からは、「誤り」というより積極的な「改竄」とする説（松田信彦『万葉集』編纂資料についての「考察」（『万葉古代学研究所報』1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100）もありました。松田は、『日本書紀』とは異なる、允恭天皇即位元年辛酉・四年甲子を、「辛酉という年に特別な意味を持たせたい訳だから、そのくらいの改竄はあるいはあり得たのではなからうか」と、いいます。

D——平田俊春前掲『日本古典の成立の研究』は、允恭条をふくめて、「略記に抄出の書紀の記事には年月の誤りが非常に多い」といい、また、「略記は書紀を抄出するにあたり非常に粗雑であり、かつ抄記する際に作為を加えている」といいます。

以上、いずれにしても、『日本書紀』と直接的な関係を見るのが規制的に、うごかしがたいこととしてあります。思い込みともいえます。それは、ある意味で当然なのかもしれません、その結果として、こうした「誤り」という認識となりました。

2

しかし、問題を正当に見るには、その思い込みから離れなければならぬのではないのでしょうか。

『日本書紀』との直接的関係として見るならば、『日本書

『紀』は、基準となるもの、ベースとなるべきものとしてあつたのだが、それを引用するときにはいつもかなり恣意的な態度であつたということになってしまっています。全体の状況の問題として、そうした認識ですませていいのでしょうか。『革命勘文』は、改元の勘文であり、実際それをうけいれて「延喜」と改元したのでした。それが杜撰であつていいのでしょうか。

一見してあきらかですが、B、C、Dは、いちいちの年に干支をつけ、『日本書紀』に日が記してある場合でも、月までにとどめます。紀年の方式において一致しているといえます。『日本書紀』を引用するときに、はからずもおなじ紀年の方式になつたとしてもいいのでしょうか。

『日本書紀』と別なテキストによつたと考えるのが自然ではないでしょうか。

とりわけ『革命勘文』は、改元の勘文という、極めて公的な場のものであります。「謹みて日本記を案するに」といいます。それがよつた『日本記』は、権威あるテキスト、正史としての『日本書紀』であるはずですが、文言を勝手に変えて引用できるのでしようか。むしろ、引用は正確になされたと思なければならぬのではないのでしょうか。それが一々の年に干支をつけ、月までにとどめるといふ紀年でなされてきたということにもおなじことをいわねばなりません。

『七代記』も、「日本記」等を抄出したというのですから、そのことばに従えば、そのまま引用したというものです。これも紀年は、『革命勘文』の場合とおなじであり、その本文も、誤りというより、そのままテキストから出たと考えることができます。

これらは『日本書紀』とは異なる文献から引用したと見るべきです。誤つて引用したのでなく、そのようなかたちで在つたものを引用したと見るべきです。『日本書紀』とほぼ同じであつて、簡略化されているものが在つたのです。しかも、それが、公的な場で権威をもつものとして在つたのです。

『日本書紀』にかわる簡略版のテキスト——、この想定はけつして無理でも、不自然でもありません。現実には簡略本といふべきものがあつたからです。ただちに想起されませんが、『日本紀略』があります。『日本紀略』は時代が下るといふなら、『曆録』があり、『先代旧事本紀』もあるといひましよう。あるひとつの固定のテキストでなく、共通したところもあるが、バリエーションのある、複数のテキストがあつたと考えるべきなのです。

『日本紀略』は、神代上下は元来の『日本書紀』をそのまままるととりこみ（神代は特別扱いといふべきです）、神武天皇から持統天皇まで二十八巻を六巻に縮約します。

『曆録』は逸書ですが、神武天皇から聖武天皇までを四巻とするもので、いちいちの年に干支をつけ、月までにとどめるものであったことは逸文によって知られます。

『先代旧事本紀』を、簡略本と呼ぶことはやや問題があるかもしれませんが、国造の記事など、国造本紀とあわせて構築するものであり、簡略化ということをごえています。

しかし、六巻に膨れ上がった神代(『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』を総合化したからそうなったのです)を特別扱いとして、神武から推古までの二十巻を三巻とするのは、簡略化という性格をもつといえます。

こうした簡略化において生じたものとして、一々の年に干支をつけ、月までにとどめるという紀年のありようを見るべきです。そして、そのみならず、文言の相違が生じたことも考えてよいのです。

そうした視点をもつとき、「誤り」や変改としてかたづけられてきたさまざまな問題が明確になります。

資料Aの万葉集四四歌左注の「切るべきでないところまで切って引用した」という認定は、もとのテキストの問題として見なおされることになります。『日本紀略』が、現におなじ切りかたをしていることは、その証です。「朱鳥」年号についても、簡略本の問題として見るべきです。

資料B『七代記』が、『日本書紀』の四月・五月をひと

つにして仏像の造作と仏師鳥への褒賞をいい、七月に勝鬘経の講説につづいて法華経を講じたとして『日本書紀』の七月条と是歳条とを合わせるのは、合叙ということになりますが、おなじ事項をひとつにするものです。この合叙というありようは、簡略化にとって必然だったといえます。

『日本紀略』における合叙については、『国史大系書目解題 下』(吉川弘文館、二〇〇一年)に、石井正敏が述べているところです。これらの合叙が、『七代記』の恣意であつたわけではないことが、了解されます。合叙は、『革命勘文』においても清寧天皇条などに見られます。誤りや恣意でなく、もとしたテキスト⇨簡略本『日本書紀』の問題として見直してしかるべきなのです。

簡略本が、『日本書紀』そのものにかわつて權威をもつておこなわれていたと考えることによって、いつもあやまつて引用されていたというようなことでなく、はじめて正当な落ち着きを得るといえます。(『扶桑略記』も然りですが、これについてはあとでふれることにします。)

3

『日本書紀』そのものではない、簡略本(簡略化した改編本)が『日本書紀』にかわつておこなわれていたといいました。それが、どの時点のこととして考えられるのか。

『曆録』は奈良時代末にさかのぼるかもしれないといわれます（『聖徳太子事典』柏書房、一九九七年、東野治之執筆）。

『七代記』は宝亀二年を基点としてみる事ができるものです。さきにも述べましたが、『七代記』という書名はたしかなものではありません。中世のテキストに「七代記」として引かれるものと同文的関係にあるので、同書と見てきたことよって、いまこう呼びます。『天王寺秘訣』（大日本仏教全書には『太子伝古今目録抄』として収載）に、「七代記有障子図」「七代記。宝亀二年教明作」とあり、また『太子伝玉林抄』に「四天王寺障子伝後寺三綱衆僧敬明等造之。宝亀二年辛亥六月十四日遣之云々」とありますから、「四天王寺障子伝」（『聖徳太子伝曆』跋文にいう「天王寺の壁に在る聖徳太子伝す」）とよばれるものとおなじだと認められます。「明一伝」という、うしなわれた太子伝との関係をめぐって論議がありますが（参照、飯田瑞穂前掲「聖徳太子伝の研究」）、二書がそのまま繋がるような密接な関係にあることはたしかであり、同書であっても、別書であつてどちらが先行するにしても、「日本記」の問題を考えるにはおなじです。要は、二書の成立についての論議とは別に、その基いた簡略本「日本記」については、宝亀二年という時点を中心としておさえることができるということです。

簡略化された改編本はやく奈良時代からおこなわれていたといわねばなりません。じつに、『日本書紀』が成立してから、たかだか五十年後のことに過ぎないのです。実際に「歴史」をになう『日本書紀』はそのように在った——、そのことにきちんと眼を向けることなしに、『日本書紀』の実際に生きたありようをとらえることはできないといいたいのです。

そこには紀年の異なりが生じました。それと重なることもすくなくないのですが、記事の合体（合叙）がありまして（合叙は結果として紀年の違いとなります）。文言の違いが生じることは当然ありました。それらは、「誤り」ということでなく、簡略化・改編のなかで生じたものとして納得されます。

その上で、そこには、解釈（ないし説明的説明）がかわるものでもあつたということにも注意が必要です。

『革命勘文』の引く「日本記」には、推古天皇九年に、聖徳太子について「事、大小となく、皆、太子に決す」といい、また、景行天皇の五十一年辛酉八月に稚足彦尊（成務天皇）を皇太子に立て、武内宿禰を棟梁の臣となすとあつて、さらに「万機を撰行せしむ」といいますが、これらは、『日本書紀』にはありません。おなじく説明的説明的な文言であり、元来の『日本書紀』の記事に解説をくわえ

たものといふべきです。それとは別な解説、「大臣の始め」ということも生じます（あとで述べます）。

『暦録』にも同様な問題を見ます。『積日本紀』卷十一「佐伯部」に引かれた「公望私記」に、

暦録第一を案ずるに云々、其の毛人等、朝夕に叫咷し、其の声嚴厲たり。故、倭姫、号けて佐祁毘となす。今佐伯と謂ふは是也。

とあります。引用形式からすると、引用そのものかどうか不安を残し、文章にもやや不審をのこします。サケビ↓サヘキベ、という語源説明として意味をもつはずの記事だから、「いま佐伯部というは……」とあつてほしいと思われまゝ。それはともあれ、解釈的説明であることはあきらからであり、『日本書紀』と比べて見ると、文言もかなりちがっています³。

もうひとつ、『積日本紀』卷十二にひく『暦録』逸文にもおなじことがいえます。一言主神の話です。神が最後に「空を凌ぎて還る」とありますが、『日本書紀』にはない句です。「一説に、一指の末に懸けて之を受けたり」ともあり、これも『日本書紀』にはありません。あわせて、神業の説明的具体的表現として、『日本書紀』にはないものがくわえられたといえます。

簡略化にしても、何をどうのこすかということは、たん

なる縮約ではないとなみです。簡略化の結果として、持統天皇六年五月に「阿胡行宮に御す」ことになつてしまつたのは、見たとおりですが、そうした単純なものだけではありません。推古天皇条を、聖徳太子に焦点をあわせて抽出すれば、聖徳太子伝をあらしめることになりました。『暦録』がそうであつたことが、『聖徳太子伝暦』がこれによつたゆえんだといつてよいでしょう。それは、もう『日本書紀』とは別なものをつくりだす、解釈的となみといふべきものです。

『日本書紀』にとつてかわつておこなわれていた簡略化された『日本書紀』テキストは、このようなものでした。それが現実にあつた『日本書紀』だったので。

そうした簡略本の意味をどう見るべきか。ことは実用にかかると考えられます。実際に披見される用を果すテキストとしてもとめられたと見るべきです。だから簡略化をむねとし、そこに文言の違い、紀年の違いが生じ、解釈がはいることもあつたということです。

しかも、ただ実用的便宜ということだけでなく、『日本書紀』を代行しうる權威をもつていたのです。『聖徳太子伝録』跋文は、年暦の基準となるのが『暦録』だということです⁵が、『日本書紀』そのものは見ていません。『暦録』は、『日本書紀』にかわるものとして、權威をもつてあつたと

いう事情をよく語るものといえます。だから、それは「日本紀（日本記）」と呼ばれるのでした。

ここで、あらためて『万葉集』左注についていえば、そうしたなかにおいて見ないと正当にとらえられないといわねばなりません。『日本書紀』そのものでなく簡略化された改編本テキストによつたと見ることに立つてはじめて明確な位置付けが与えられます。それらが、おなじひとつのテキストによつたものでないことも、ひとりの手による営みでないことも認められるべきです。そのうえで、左注とともにあるテキストとして——左注は、補足や付加としてとりはずしてよいものではなく、テキストを成り立たせているものとしてあります——、『万葉集』というテキストが問われるのです。家持といった個人に帰して見るべきでなく、奈良時代というとらわれからも離れて見るべきでしょう。

4

それでは『日本書紀』そのものは意味をうしなっていたのか、講書もおこなわれていたではないか、といわれるかもしれません。

たしかに、平安時代初期、九世紀初から十世紀後半にかけて、『日本書紀』の講書が、くりかえしおこなわれてい

ました。そこには、最初の正史である『日本書紀』にたいする尊重があつたといふことができます。ちなみに、講書の場には書卷を用意していたようです。ついでにいえば、『私記』にいう、先師の説などというのは、伝来のテキストに書き込まれたものであつたと考えられます。この時期に書物が失われていたというのではないようです（中世には、知られるように、慈円が、院から披見を許されるまで『日本書紀』神代巻を見ていない、という状況がありました）。

しかし、漢文としての『日本書紀』を徹底的に和語で読むということを中心としておこなわれた講書は、和語化自体からして解釈にほかなりません。そのなかで解釈をくわえる営みのもとにあるものとして、『日本書紀』は、もはや簡略化されたテキストとレベルをおなじくするところにあるということができます。

一例を挙げます。『革命勘文』には、景行天皇五十一年八月四日に、稚足彦命を立てて皇太子とし、この日武内宿禰を「棟梁の臣」としたとあります。『釈日本紀』に引く「私記」は、「棟梁の臣」について、「大臣の始と謂ふべきか」といいます。大臣制度の始原をここにもとめる、この解釈は、『水鏡』成務天皇条に、「武内この御時三年と申ししにぞ、大臣になり給へりし。大臣と申す事はこれより始まり。元は棟梁の臣と申しき、これもた、大臣とおなじこと

なり、官の名をかへ給ひしばかりなり」とありますから、『扶桑略記』にもあったと認められます（『扶桑略記』はこの部分は抄本しか残っていませんが、『水鏡』は『扶桑略記』をもとにしていますから、そう認めて然るべきです）。また、後述する要覧本の類、たとえば『簾中抄』『帝王御次第』景行天皇条に、「此御時武内宿禰を大臣とす。是大臣のはじめ也」とあるのとも軌を一にします。『日本書紀』の、景行天皇五十一年条の「棟梁の臣」と成務天皇三年条の「大臣」（『日本書紀』における「大臣」の初出です）とをむすびあわせ、そこに制度の始めをもとめた、やはり解釈です。神話部分における解釈については、一九九九年の小著『古代天皇神話論』や『古事記と日本書紀』において述べたとおりです。

注意したいのは、講書に見る、その解釈と、解釈によるテキストの生成とが、かかわりあっていることです。そのテキストを小著『古事記と日本書紀』では、「サブテキスト」と呼びましたが、「サブテキスト」というのは、かならずしも適切な用語とはいえないかもしれません。要するに、解釈が生んだあたらしいテキストです。

現存するものでは『古語拾遺』、『先代旧事本紀』を、そうした視点で見るべきものとしてあげることができます。『古語拾遺』は、踐祚における神器が、降臨に際してアマ

テラスが与えたものだという解釈（それは忌部氏の立場の主張でした）にたつて再構成したものであり、『先代旧事本紀』は、『日本書紀』本書一書・『古事記』・『古語拾遺』の諸テキストがおなじひとつの神話を伝えるものだという点からそれらを総合化したのです（『古代天皇神話論』）。「古事記」はそこに回収されてゆきます。そうしたテキストがまた講書に持ち込まれるのです。『大和本紀』『上宮記』等はそのようなものでした。さきに述べてきた簡略本テキストにも解釈という問題があることを見なければなりません。それは別にとらえるということが、このように見れば諒解されるでしょう。

小著『古事記と日本書紀』（講談社現代新書、一九九九年）にこう述べました。

これらとともに、「私記」「竟宴和歌」も含めて、『日本書紀』の二次文献、ないしサブテキスト群が、解釈を繰り返すこととかかわりあいつつ、『日本書紀』を取り巻く空間を作っているのである。『日本書紀』は、そうした空間において、サブテキストにとりつづまれて存在している。というか、サブテキストのほうを通して本来の『日本書紀』にとってかわっている（代行といってもよい）のである。

『日本書紀』は、そのようなかたちで在ったのでした。

講書のなかでも、『日本書紀』は、元来のままに在ったのではないのです。それが平安時代初の段階における『日本書紀』の実際でした。

あらためていますが、講書およびそれにかかわる解釈テキストと、簡略本とは、おなじ営みということではありません。乱暴なことを承知で、あえて、単純化するならば、講書にあるのは解釈のいとなみであり、改編・簡略化に見るべきなのは実用化だということができます。違ったものというべきです。ただ、実際には、『旧事本紀』の名を両方にあげたように、その境界はかならずしも截然とわけることができませぬ。武内宿禰を「棟梁の臣」としたことを、大臣のはじめというのが講書から簡略本・要覽本に通じているように、解釈は共有されるのであり、いわば地続きのところがあります。公望が『曆録』を「佐伯部」に関して持ち込んだことを、さきに述べましたが、そのことにも問題はよく示されています。

5

さて、もうひとつの軸、要覽ないし便覧というべきテキストについて述べなければなりません。簡略本といつてきたものとは発生を異にする（ないし、出自が異なる）ものとして見る必要があると考えます。

要覽・便覧といったのは、九八四年に入宋した裔然が献じた「王年代紀」一卷（『宋史』）や『籙中抄』に組み入れられた「帝王御次第」など、一卷程度の「皇代記」のようなものが、まさに便利な一覽として機能していた、それらを指します（『皇代記』と呼ばれるテキスト群となつて生きてゆくものです）。これらは天皇の代々をおつて最小限の要件を記します。たとえば、鴨脚本『皇代記』の『日本書紀』相当部は、代々の天皇について、治世年数・即位の年齢・統柄・元年の干支・崩御年月・御年・年号を示すのみです。ただ、『日本書紀』とは必ずしも一致しないところがあります。出自を異にすると見る所以です。それは、正倉院文書（統修後集十七、天平二十年写経目録）の「帝紀二卷 日本書」、天平十八年閏九月二十五日穗積三立手実（『正倉院文書拾遺』）にいう「日本帝記一卷 十九枚注」につながると認められます。これも奈良時代からおこなわれていたのです。（『古事記』『日本書紀』の成立問題にも当然かわりますが、いまそこにはたしこみません。）

便覧といったとおり、事項を必要最小限にしほつて、簡略本とはべつなかたちで実用にこたえるものでした。むしろ、より実用的、実際的であつたといえます。

ただ、大事なのは、『籙中抄』がしめすように、「歴史」認識を実際になうという点では、簡略本より、むしろ、

これらによるところのほうが大きかったかもしれないという事です。『簾中抄』は、鳥羽天皇の皇女璋子のために編まれた、ミ二百科事典というべきもので、わきまえておくべき知識(教養)を整理したものでした。ここで「歴史」を学び、常識を身につけたのです。

広くおこなわれたのは、この要覧・便覧であり、時代がくだりますが、『愚管抄』にしても、『神皇正統記』にしても、こうしたテキストが基盤となったのです。

要覧と、改編・簡略本とは出自を異にするといいますが、両者のあいだにクロスするところがなかったわけではないことは、「大臣のはじめ」(武内宿禰)に関してさきにふれたとおりです。両者は並行しておこなわれていたのですから、当然ともいえます。

大事なのは、かれらの「歴史」は、実際にはここにあったということです。平田俊春前掲『日本古典の成立の研究』、同『神皇正統記の基礎的研究』(雄山閣、一九七九年)が、『扶桑略記』や『神皇正統記』にかかわりながら、

わたくしは『皇代記』や『年代記』が史学史上、大きな分野を占めているのに、従来研究者により全く閑却されていることを知り、云々

といい(『神皇正統記の基礎的研究』)、三浦周行「日本史学史概説」(『日本史の研究 第二輯』岩波書店、一九八一

年。初版一九三〇年)の、

而かも最もよく一般に普及して、最も長く国民を支配してゐたものは、此史体からさらに簡易化された各種の年代記の教ふる貧弱なる国史の知識であつたことを忘れてはならぬ。

という言を引いたことがふりかえられるべきだと考えます。要覧といってきたことが、こうしたテキストが実際どう呼ばれてきたか。平田は「皇代記」・「年代記」とならべていいましたし、『国史大辞典』は「年代記」の項(益田宗執筆)において、「皇代記」と呼ばれるものもふくめてこうしたテキストを取り上げます。それは正当です。テキストとしての呼称は、「皇代記」が主ですが、「年代記」と呼ばれるものもおおくあります。「歴史」の基盤として見るときには、そうした留意が必要だということも加えておきます。

なお、平田の引いた三浦の発言についていえば、中世から近世にいたるまで、実際に「歴史」の基盤であったものとして、「皇代記」類を見ることの必要性について明確に述べたものとして注目されてよいのではないのでしょうか。かれらの「歴史」はそこにあったということをいいあてているといえます。

『日本書紀』の簡略化テキストと要覧テキストとを、「歴史」の基盤の軸となるものとして見てきました。

認識を明確にするには、簡略化テキストという視点が重要だということを、あらためて強調したいと思います。それが無いから、平田にしても、『国史大辞典』（益田）にしても、要を見失うことになってしまったといわざるをえないのです。

ことは『扶桑略記』において明確です。

『扶桑略記』および『水鏡』については、平田前掲『日本古典の成立の研究』の解明したことが定説となつています。『水鏡』は、『扶桑略記』によつたものだという事については、平田の論証につくされています。しかし、『扶桑略記』が『日本書紀』を引用したというのは正しくないといわねばなりません。

平田はこういう手続きをとります。まず、出典の明らかな記事を除きます。のこるものが、土台だということです。そうしてみると、「一種の年代記を基にしている」（『日本古典の成立の研究』三三一ページ）、「帝王系図の類を根本とし、これに和漢年代記を書入れ」（同三五二ページ）た、というすがたがあらわれます。それを土台として見るとい

う、基本的な手続きにはそのまま従うことができます。さきの資料Dの、カコミは、それを『扶桑略記』に書き込んでみたわけです。

しかし、その土台のうえに『日本書紀』が引用されたが、その引用は「年月の誤りが非常に多く」、「書紀を抄出する際にきわめて粗雑な態度であつたのであろう」というのは、いかなるものでしょうか。いったい、『扶桑略記』は、「大体において、原文を忠実に引抄するのを原則として」といふのもいふのです（平田前掲書三〇三ページ）。基本になるはずの『日本書紀』はそうでないのでしょうか。もう一度資料Dを見てください。

二十三年・二十四年条をひとつにすることは述べたとおりですが、七年十二月・八年二月条を、あわせてしまうのもおなじです。『日本書紀』に対応する部分（巻五まで）に関して「誤り」が「非常に多い」というのは、ここでも、直接『日本書紀』によつたのでなく、簡略化したテキストによつたからだと見るべきです。『日本書紀』が日まで記すのでも、月にとどめ（即位や崩御など、特別なものだけ日付をいれます）、一々の年に干支をつけるのであって、それは、『七代記』『革命勘文』の「日本記」と共通するものです。

『続日本紀』に対応する文武天皇以下では、紀年が截然

と異なることを見れば、それはなお深く納得されません。持統天皇代が原則として月までなのに、文武天皇代は千支で日付をいれるのです。

あらためて、『扶桑略記』は、要覧本をベースに、簡略本『日本書紀』を書き入れたのだと位置づけることができます。「歴史」の現場にあつたのは、要覧と簡略本の二つでした。それが、いわば合体したのです。『扶桑略記』の位置は重要です。

『国史大辞典』（「年代記」の項）が、「『扶桑略記』『帝王編年記』などの三十巻に及ぶ書物を年代記とよぶこともあるが」として、二者を「年代記」の範疇で扱おうとしているのは、ある意味で正当だといえます（共通するものがあります）が、本質を誤らせてしまうとあります。見るべきなのは、『日本書紀』そのものが見られていないなかで、要覧と簡略本とがならびおこなわれている状況です。時代は下がりませんが、『扶桑略記』が示す問題まで見とおして状況はクリアになるといえます。

そうした把握を明確にもつたところで、奈良時代末以後の「歴史」の基盤——『日本書紀』が「歴史」のなかに実際に生きてあるかたち——を、たしかにすることができるとたしかめてまとめられます。

注

(1) A・Cの検討については、小論「改編される『日本書紀』」（『万葉集研究』二九、二〇〇七年）および「七代記」の「日本紀」（『論集上代文学』三〇、二〇〇八年）に述べたところと重なります。

(2) 『聖徳太子伝暦』の跋文にはつぎのようにあります。聖徳太子入胎の始め、在世の行、薨後の事は、日本書紀、四天王寺の壁に在る聖徳太子伝、並びに無名氏の撰せる伝の補闕記等、其の大概を載せて、委曲を盡さず。而るに今難波百濟寺老僧逢ひて、古老の録伝せる太子行事奇縦の書三巻を出す。四卷暦録と、年暦を比較するに、一として錯誤せず。余が情、大いに悦び、此の一暦に載せたり。

(3) 『日本書紀』景行天皇五十一年八月条にはつぎのようにあります。

於是、所献神宮蝦夷等、昼夜喧譁、出入無礼。時倭姫曰、是蝦夷等、不可近於神宮。則進上於朝廷。仍令安置御諸山傍。未經幾時、悉伐神山樹、叫呼隣里、而脅人民。天皇聞之、詔群卿曰、其置神山傍之蝦夷、是本有獸心、難住中国。故隨其情願、令班邦畿之外。是今播磨・讃岐・伊予・安芸・阿波、凡五国佐伯部之祖也。

(4) 『暦録』と『日本書紀』とを対照するかたちで掲げておきます。

暦録曰。雄略天皇四季庚子春二月。天皇獵于葛城山。忽有長人。面形似天皇。々々知是神人。故問。何處公。对曰。

現人神。願称皇諱。答勅。朕是稚武尊。長人曰。僕是一言主神也。遂与般遊田。言辞恭恪。有若逢仙。日斜田罷。神送天皇至來目川。群臣脱衣服而献。神拍手而受之。凌空而還。一説。懸一指末而受之。是時。咸知有德天皇矣。『日本書紀』雄略天皇四年二月条
天皇射獵於葛城山。忽見長人。來望丹谷。面貌似天皇。々々知是神。猶故問曰。何處公也。長人对曰。現人之神。先称王諱。然後応尊。天皇答曰。朕是幼武尊也。長人次称曰。僕是一言主神也。遂与盤遊田、驅逐一鹿、相辞発箭、竝響馳騁。言詞恭恪。有若逢仙。日晚田罷。神侍送天皇、至來目水。是時、百姓咸言、有德天皇也。

(5) 注3参照。

(6) 『西宮記』「始講日本紀事」に「時尅、大臣并納言立左近陣座、各執書卷副笏、入自東面板戸」、「次博士尚復大臣已下皆披書卷」とあります。

『上代文学』投稿規程

- 1 投稿者は会員に限る。
- 2 投稿論文は原則として縦書きとし、分量は四百字詰め原稿用紙四十枚以内（注をも含む）とする。
- 3 ワープロ原稿の場合には、表紙に四百字詰めに換算した枚数を記す。
- 4 投稿論文は、原本を手許におき、コピー五部を送る。
- 5 投稿論文の表紙には、投稿者の住所および勤務先（学生の場合は大学名、学部学科名または大学院課程名、学年）を記載する。氏名にはその読みをかなで書き加える。
- 6 投稿論文の送り先は事務局とする。
- 7 投稿論文の締切は、六月十五日、十一月三十日の年二度とする。
- 8 投稿論文に対しては、部分的修正を要求する場合がある。
- 9 投稿論文の採否は、編集委員会の議を経て常任理事会で決定し、その結果を通知する。
- 10 投稿論文（コピー五部）は返却しない。